

TDnet 利用料の見直しに係る有価証券上場規程施行規則等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表	1
2. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則の 一部改正新旧対照表	8

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(年間上場料) 第709条 (略) 2 (略) 3 上場会社が支払う年間上場料は、次の表により上場株券等の銘柄ごとに算出される金額の合計額にTDnet利用料として<u>15万円</u>を加算した金額とする。 (略) 注1. (略) 注2. グロース市場の上場会社（テクニカル上場規定の適用を受けてグロース市場の上場会社となったものを除く。）に係る上場後3年を経過する日の属する年の末日以前に到来する支払期日に係る年間上場料については、表に定める額の半額にTDnet利用料<u>15万円</u>を加算した金額とする。 4～10 (略) (上場に関する料金の取扱い) 第832条の2 規程第840条の規定に基づく上場審査料、新規上場料、年間上場料その他の上場に関する料金については、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。ただし、規程第827条の規定に基づき予備申請を行った優先出資証券について、予備申請日から起算して1年以内に新規上場申請を行う場合には、上場審査料を支払うことを要しない。 (1)～(5) (略) (6) 年間上場料 a 上場優先出資証券の発行者は、次の (a) から (f) までに掲げる場合の区分に従い、当該 (a) から (f) までに定め	(年間上場料) 第709条 (略) 2 (略) 3 上場会社が支払う年間上場料は、次の表により上場株券等の銘柄ごとに算出される金額の合計額にTDnet利用料として<u>12万円</u>を加算した金額とする。 (略) 注1. (略) 注2. グロース市場の上場会社（テクニカル上場規定の適用を受けてグロース市場の上場会社となったものを除く。）に係る上場後3年を経過する日の属する年の末日以前に到来する支払期日に係る年間上場料については、表に定める額の半額にTDnet利用料<u>12万円</u>を加算した金額とする。 4～10 (略) (上場に関する料金の取扱い) 第832条の2 規程第840条の規定に基づく上場審査料、新規上場料、年間上場料その他の上場に関する料金については、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。ただし、規程第827条の規定に基づき予備申請を行った優先出資証券について、予備申請日から起算して1年以内に新規上場申請を行う場合には、上場審査料を支払うことを要しない。 (1)～(5) (略) (6) 年間上場料 a 上場優先出資証券の発行者は、次の (a) から (f) までに掲げる場合の区分に従い、当該 (a) から (f) までに定め

る金額にT D n e t 利用料として 1 5 万円 を加算した金額を年間上場料とし、当該年間上場料の半額を、4月から9月までの期間に対応する年間上場料として9月末日までに、10月から翌年3月までの期間に対応する年間上場料として同年3月末日までに、それぞれ支払うものとする。

(a) ～ (f) (略)

b (略)

(7) ・ (8) (略)

2 (略)

(上場に関する料金の取扱い)

第948条 規程第956条に規定する上場審査料、新規上場料、追加発行時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金は、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) ～ (3) (略)

(4) 年間上場料

次のaからcまでに掲げるところによる。

a 年間上場料は、次の(a)及び(b)に定める額を合計した額とする。

(a) (略)

(b) T D n e t 利用料として 1 5 万円

b ・ c (略)

2 ・ 3 (略)

(上場に関する料金の取扱い)

第1117条 規程第1117条に規定する上場審査料、新規上場料、追加信託時又は追加発行時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金は、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。

る金額にT D n e t 利用料として 1 2 万円 を加算した金額を年間上場料とし、当該年間上場料の半額を、4月から9月までの期間に対応する年間上場料として9月末日までに、10月から翌年3月までの期間に対応する年間上場料として同年3月末日までに、それぞれ支払うものとする。

(a) ～ (f) (略)

b (略)

(7) ・ (8) (略)

2 (略)

(上場に関する料金の取扱い)

第948条 規程第956条に規定する上場審査料、新規上場料、追加発行時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金は、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) ～ (3) (略)

(4) 年間上場料

次のaからcまでに掲げるところによる。

a 年間上場料は、次の(a)及び(b)に定める額を合計した額とする。

(a) (略)

(b) T D n e t 利用料として 1 2 万円

b ・ c (略)

2 ・ 3 (略)

(上場に関する料金の取扱い)

第1117条 規程第1117条に規定する上場審査料、新規上場料、追加信託時又は追加発行時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金は、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) ～ (3) (略)

(4) 年間上場料

次の a から c までに掲げるところによる。

a 年間上場料は、次の (a) から (c) までに掲げる金額に T D n e t 利用料として 1 5 万円を加算した金額とする。

(a) ～ (c) (略)

b ・ c (略)

2 ・ 3 (略)

(上場等に関する料金の取扱い)

第 1 2 3 7 条 規程第 1 2 2 3 条の規定に基づく新規上場申請に係る不動産投資信託証券の発行者及び上場不動産投資信託証券の発行者の上場審査料、予備審査料、上場廃止に係る審査料、新規上場料、追加発行時又は追加信託時の追加上場料及び年間上場料その他の上場等に関する料金は、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。この場合において、第 1 2 0 6 条第 1 項本文の規定は、この条に規定する純資産総額の算定において使用する各資産の額について、第 1 2 0 6 条第 4 項の規定は、この条に規定する純資産総額について、それぞれ準用する。

(1) ～ (4) の 2 (略)

(5) 年間上場料

a 次の (a) から (d) までに掲げる純資産総額の区分に応じ算出される金額の合計額に T D n e t 利用料として 1 5 万円を加算した金額とする。

(a) ～ (d) (略)

b ・ c (略)

2 (略)

(上場等に関する料金の取扱い)

(1) ～ (3) (略)

(4) 年間上場料

次の a から c までに掲げるところによる。

a 年間上場料は、次の (a) から (c) までに掲げる金額に T D n e t 利用料として 1 2 万円を加算した金額とする。

(a) ～ (c) (略)

b ・ c (略)

2 ・ 3 (略)

(上場等に関する料金の取扱い)

第 1 2 3 7 条 規程第 1 2 2 3 条の規定に基づく新規上場申請に係る不動産投資信託証券の発行者及び上場不動産投資信託証券の発行者の上場審査料、予備審査料、上場廃止に係る審査料、新規上場料、追加発行時又は追加信託時の追加上場料及び年間上場料その他の上場等に関する料金は、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。この場合において、第 1 2 0 6 条第 1 項本文の規定は、この条に規定する純資産総額の算定において使用する各資産の額について、第 1 2 0 6 条第 4 項の規定は、この条に規定する純資産総額について、それぞれ準用する。

(1) ～ (4) の 2 (略)

(5) 年間上場料

a 純資産総額のうち

(a) ～ (d) (略)

b ・ c (略)

2 (略)

(上場等に関する料金の取扱い)

第1333条 規程第1323条の規定に基づく新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人及び上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の上場審査料、予備審査料、上場廃止に係る審査料、新規上場料、追加発行時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金は、次の各号に定めるところによるものとする。この場合において、第1305条第1項の規定は、この条に規定する純資産総額の算定において使用する各資産の額について、第1305条第5項の規定は、この条に規定する純資産総額について、それぞれ準用する。

(1)～(6) (略)

(7) 年間上場料

a 次の(a)から(d)までに掲げる純資産総額の区分に応じ算出される金額の合計額にTDnet利用料として15万円を加算した金額とする。

(a)～(d) (略)

b・c (略)

2 (略)

(上場に関する料金の取扱い)

第1413条 規程第1420条の規定に基づく新規上場申請に係るカントリーファンド発行投資法人及び上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人の上場審査料、予備審査料、新規上場料、追加発行時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金は、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 年間上場料

a 次の(a)から(g)までに掲げる上場投資口数の区分に応じ算出される金額の

第1333条 規程第1323条の規定に基づく新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人及び上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の上場審査料、予備審査料、上場廃止に係る審査料、新規上場料、追加発行時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金は、次の各号に定めるところによるものとする。この場合において、第1305条第1項の規定は、この条に規定する純資産総額の算定において使用する各資産の額について、第1305条第5項の規定は、この条に規定する純資産総額について、それぞれ準用する。

(1)～(6) (略)

(7) 年間上場料

a 純資産総額のうち

(a)～(d) (略)

b・c (略)

2 (略)

(上場に関する料金の取扱い)

第1413条 規程第1420条の規定に基づく新規上場申請に係るカントリーファンド発行投資法人及び上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人の上場審査料、予備審査料、新規上場料、追加発行時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金は、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 年間上場料

a 上場投資口数のうち

合計額にT D n e t 利用料として15万円を
加算した金額とする。

(a) ～ (g) (略)

b・c (略)

2 (略)

(上場等に関する料金の取扱い)

第1541条 規程第1526条の規定に基づく新規上場申請に係る内国インフラファンドの発行者及び上場内国インフラファンドの発行者の上場審査料、予備審査料、上場廃止に係る審査料、新規上場料、追加発行時又は追加信託時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金は、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。この場合において、第1505条第1項の規定は、この項に定める純資産総額の算定において使用する各資産の額について、同条第4項の規定は、この項に規定する純資産総額について、それぞれ準用する。

(1) ～ (6) (略)

(7) 年間上場料

a 次の(a)から(d)までに掲げる純資産総額の区分に応じ算出される金額の合計額にT D n e t 利用料として15万円を加算した金額とする。

(a) ～ (d) (略)

b・c (略)

2 規程第1526条の規定に基づく新規上場申請に係る外国インフラファンドの発行者及び上場外国インフラファンドの発行者並びに新規上場申請に係る外国インフラファンド信託受益証券の発行者及び上場外国インフラファンド信託受益証券の発行者の上場審査料、予備審査料、新規上場料、追加発行時又は追加信託時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料

(a) ～ (g) (略)

b・c (略)

2 (略)

(上場等に関する料金の取扱い)

第1541条 規程第1526条の規定に基づく新規上場申請に係る内国インフラファンドの発行者及び上場内国インフラファンドの発行者の上場審査料、予備審査料、上場廃止に係る審査料、新規上場料、追加発行時又は追加信託時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金は、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。この場合において、第1505条第1項の規定は、この項に定める純資産総額の算定において使用する各資産の額について、同条第4項の規定は、この項に規定する純資産総額について、それぞれ準用する。

(1) ～ (6) (略)

(7) 年間上場料

a 次の(a)から(d)までに掲げる純資産総額の区分に応じ算出される金額の合計額にT D n e t 利用料として12万円を加算した金額とする。

(a) ～ (d) (略)

b・c (略)

2 規程第1526条の規定に基づく新規上場申請に係る外国インフラファンドの発行者及び上場外国インフラファンドの発行者並びに新規上場申請に係る外国インフラファンド信託受益証券の発行者及び上場外国インフラファンド信託受益証券の発行者の上場審査料、予備審査料、新規上場料、追加発行時又は追加信託時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料

金は、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。この場合において、第1505条第1項の規定は、この項に定める純資産総額の算定において使用する各資産の額について、第1505条第4項の規定は、この項に規定する純資産総額について、それぞれ準用する。

(1)～(4) (略)

(5) 年間上場料

a 次の(a)から(c)までに掲げる純資産総額の区分に応じ算出される金額の合計額にTDnet利用料として15万円を加算した金額とする。ただし、当該計算により算出された金額が300万円を超える場合には300万円とする。

(a)～(c) (略)

b・c (略)

3 (略)

平成21年5月11日改正付則

1・2 (略)

(削る)

平成23年4月1日改正付則

1・2 (略)

(削る)

金は、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。この場合において、第1505条第1項の規定は、この項に定める純資産総額の算定において使用する各資産の額について、第1505条第4項の規定は、この項に規定する純資産総額について、それぞれ準用する。

(1)～(4) (略)

(5) 年間上場料

a 次の(a)から(c)までに掲げる純資産総額の区分に応じ算出される金額の合計額にTDnet利用料として12万円を加算した金額とする。ただし、当該計算により算出された金額が300万円を超える場合には300万円とする。

(a)～(c) (略)

b・c (略)

3 (略)

平成21年5月11日改正付則

1・2 (略)

3 上場外国ETF、上場外国商品現物型ETF、上場外国ETF信託受益証券及び上場外国商品現物型ETF信託受益証券の年間上場料は、当分の間、TDnet利用料を加算しないものとする。

平成23年4月1日改正付則

1・2 (略)

3 上場外国指標連動証券信託受益証券に係る年間上場料は、当分の間、TDnet利用料を加算しないものとする(上場外国指標連動証券信託受益証券に係る受託有価証券である外国指標連動証券が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている場合に限る。)。

令和4年4月4日改正付則	令和4年4月4日改正付則
1～4 (略) 5 施行日の前日におけるJASDAQの上場会社についての改正後の第709条の規定の適用については、当分の間、同条第3項を次のとおりとする。 3 上場会社が支払う年間上場料は、次の表により上場株券等の銘柄ごとに算出される金額の合計額にTDnet利用料として<u>15万円</u>を加算した金額とする。 (略) 注. (略) 6～12 (略)	1～4 (略) 5 施行日の前日におけるJASDAQの上場会社についての改正後の第709条の規定の適用については、当分の間、同条第3項を次のとおりとする。 3 上場会社が支払う年間上場料は、次の表により上場株券等の銘柄ごとに算出される金額の合計額にTDnet利用料として<u>12万円</u>を加算した金額とする。 (略) 注. (略) 6～12 (略)
付 則	
1 この改正規定は、令和9年10月1日から施行する。 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、TDnetの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和9年10月1日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日以後の当取引所が定める日から施行する。	

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
別表 1 上場に関する料金 (略) (注 1) ～ (注 3) (略) (注 4) 上場会社は、該当金額に T D n e t 利用料 <u>1 5 万円</u> を加算した金額を年間上場料として支払う。 (注 5) ～ (注 9) (略) 付 則 1 この改正規定は、令和 9 年 1 0 月 1 日から施行する。 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、T D n e t の稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和 9 年 1 0 月 1 日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日以後の当取引所が定める日から施行する。	別表 1 上場に関する料金 (略) (注 1) ～ (注 3) (略) (注 4) 上場会社は、該当金額に T D n e t 利用料 <u>1 2 万円</u> を加算した金額を年間上場料として支払う。 (注 5) ～ (注 9) (略)